

東かがわ市公告第 12 号

東かがわ農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定に基づき公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更の理由を次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和7年4月21日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のある者は、東かがわ市の住民に限り、縦覧期間満了の令和7年4月21日までに市に意見書を提出することができる。

令和7年3月21日

東かがわ市長 上村 一郎

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間

自 令和7年3月21日

至 令和7年4月21日

2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所

東かがわ市役所事業部農林水産課 東かがわ市湊 1847 番地 1

3 意見書の提出方法

(1) 提出先

東かがわ市役所事業部農林水産課 東かがわ市湊 1847 番地 1

(2) 提出方法

意見書は日本語に限り、郵送、持参、ファックス又は電子メールによる提出とする。意見書には、個人の場合にあつては住所、氏名、職業を、法人の場合にあつては法

人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。なお、農業振興地域整備計画の変更案以外に対しては意見書を提出できない。

4 意見書の処理等

- (1) 意見書の内容は公表することがある。ただし特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害する恐れがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合がある。
- (2) 意見書に対しては個別の回答を行わず、農業振興地域整備計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告する。

5 異議申出の方法等

(1) 提出先

東かがわ市役所事業部農林水産課 東かがわ市湊 1847 番地 1

(2) 提出方法

異議の申出は書面により行うこととし、日本語に限り、郵送、持参、ファックス又は電子メールによる提出とする。個人の場合にあつては住所、氏名、職業を、法人の場合にあつては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。なお、農業振興地域整備計画の変更案に係る農用地利用計画以外に対しては、異議を申し出ることができない。